

耐震設計補助対象 事前チェックシート(耐震診断未実施の場合)

補助対象になるか事前にご確認の上、新潟市木造住宅耐震診断士に相談をお願いします。

↓ すべてにチェックがつかないと補助対象となりません

☑	No	確認事項	確認できる書類		
<input type="checkbox"/>	1	・新潟市内にある個人所有の戸建住宅か ※対象外→長屋、法人所有	・登記事項証明書など		
<input type="checkbox"/>	2	・延べ面積の過半部分が居住用か ※対象外の例 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">住宅 40㎡</td> <td style="text-align: center;">事業所 60㎡</td> </tr> </table>	住宅 40㎡	事業所 60㎡	・対象住宅の図面 ・建築確認済証、検査済証 ・建築計画概要書※ ・台帳記載証明書※ ・登記事項証明書 ・固定資産税の納付通知書 ※ 建築行政課で閲覧、交付可能
住宅 40㎡	事業所 60㎡				
<input type="checkbox"/>	3	・木造在来軸組工法で建築されているか ※対象外→ツーバイフォー工法、伝統工法 型式適合認定によるプレハブ工法 混構造（一部が鉄骨造など）			
<input type="checkbox"/>	4	・階数が2以下 かつ ・延べ面積が500㎡（約151坪）以下か			
<input type="checkbox"/>	5	・昭和56年5月31日以前に建築・着工され、 昭和56年6月1日以降に延べ面積の過半部分を増築 していないか ※対象外の例 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">昭和45年 新築</td> <td style="text-align: center;">昭和60年 増築</td> </tr> </table> ただし、増築部分と構造的に別であれば、新築部分のみ 補助対象 ※ 個人で判断できない場合は、耐震診断士にご相談く ださい	昭和45年 新築	昭和60年 増築	
昭和45年 新築	昭和60年 増築				

※ 補助対象を確認するため、補助金交付申請時に「確認できる書類」を添付する必要があります。

問い合わせ先 新潟市建築行政課（電話：025-226-2841／メール：kenchiku@city.niigata.lg.jp）